



(指定介護予防通所リハビリテーション)
介護老人保健施設ふかわ・くにくさ
重要事項説明書

あと会 3Yのころ



医療法人社団あと会

当施設はご利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当指定介護予防通所リハビリテーションの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援1、要支援2」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業	2
4. 職員の配置状況（一部併設の介護老人保健施設を含めた配置状況を掲載しています。）	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設利用の留意事項	9
7. 非常災害対策	10
8. 秘密保持と個人情報の保護	10
9. 虐待防止の措置について	10
10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて	11
11. 事故発生時の対応について	11
12. 要望及び苦情等の相談	11
13. 第三者評価の実施状況	12
14. その他	13

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3450280148

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安佐北区落合南1丁目11番22号 |
| (3) 電話番号 | 082-843-1212 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 昭和62年10月 |

2. ご利用施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護予防通所リハビリテーション |
| (2) 施設の目的 | 医療法人社団あと会が開設する介護老人保健施設ふかわ・くにくさが行う指定介護予防通所リハビリテーション事業は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | 介護老人保健施設ふかわ・くにくさ |
| (4) 施設の所在地 | 広島市安佐北区上深川町186番地1 |
| (5) 電話番号 | 082-840-1840 |
| (6) 管理者名 | 真下 一策 |
| (7) 当施設の運営方針 | 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 |

- (8) 開設年月日 平成18年4月1日
- (9) 利用定員 1 単位目：40人
2 単位目：40人
3 単位目：10人
- (10) 通常の事業実施地域 広島市安佐北区、広島市安佐南区、広島市東区の区域とする。
- (11) 営業日 月曜日から土曜日まで及び祝祭日
(ただし1月1日から1月3日までを除く)
- (12) サービス提供時間 1 単位目：午前9時30分から午後4時までとする。
2 単位目：午前9時30分から午後2時45分までとする。
3 単位目：午後3時00分から午後5時30分までとする。

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	ユニット型介護老人保健施設	平成16年10月 1日	100人
居宅	通所リハビリ	平成16年10月 1日	40人
	介護予防通所リハビリ	平成18年 4月 1日	
	通所リハビリ (2 単位目)	平成27年10月 1日	40人
	介護予防通所リハビリ (2 単位目)	平成27年10月 1日	
	通所リハビリ (3 単位目)	平成27年10月 1日	10人
	介護予防通所リハビリ (3 単位目)	平成27年10月 1日	
	ユニット型短期入所療養介護	平成16年10月 1日	空床利用
	ユニット型介護予防短期入所療養介護	平成18年 4月 1日	
訪問リハビリテーション	平成22年 8月 1日	—	
介護予防訪問リハビリテーション	平成22年 8月 1日	—	

	訪問看護	平成16年10月 1日	—
	介護予防訪問看護	平成22年 5月 1日	
	訪問介護	平成27年 3月 1日	—
	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成29年 4月 1日	—
	夜間対応型訪問介護	平成27年 3月 1日	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成27年 3月 1日	—
	通所介護	平成15年 4月 1日	30人
	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成29年 4月 1日	
	居宅療養管理指導	平成12年 4月 1日	—
介護予防居宅療養管理指導	平成18年 4月 1日		
居宅介護支援事業		平成16年10月 1日	—

4. 職員の配置状況 (一部併設の介護老人保健施設を含めた配置状況を掲載しています。) (1 単位目)

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1	—	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導に従事
介護職員	4	5	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護、看護などの介護予防通所リハビリテーションの提供に従事
看護職員	—	—	
理学療法士	—	1	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションの提供に従事
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	
支援相談員	—	—	利用者・家族との相談業務に従事
管理栄養士	—	—	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア計

			画の作成など栄養マネジメント業務に従事
--	--	--	---------------------

(2 単位目)

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1	—	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導に従事
介護職員	4	5	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護、看護などの介護予防通所リハビリテーションの提供に従事
看護職員	—	—	
理学療法士	—	1	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションの提供に従事
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	
支援相談員	—	—	利用者・家族との相談業務に従事
管理栄養士	—	1	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事

(3 単位目)

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1	—	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導に従事
介護職員	4	2	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護、看護などの介護予防通所リハビリテーションの提供に従事
看護職員	—	—	
理学療法士	—	1	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションの提供に従事
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	
支援相談員	—	—	利用者・家族との相談業務に従事
管理栄養士	—	1	利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業

			務に従事
--	--	--	------

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 医師	8:30～17:30
2. 介護職員	8:30～17:30
3. 看護職員	8:30～17:30
4. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	8:30～17:30
5. 支援相談員	8:30～17:30
6. 管理栄養士	8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

【サービスの概要】

共通的服务

①入浴

ご契約者の状態に応じた入浴、入浴介助を行います。

②排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎を行います。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

④機能訓練

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減

退を防止するための訓練を実施します。機能訓練室のみならず、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

①生活行為向上リハビリテーション実施加算

- a. 生活行為の内容の充実を図るための目標や、目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所等が記載されたリハビリテーション実施計画を定めて、リハビリテーションを提供した場合。
- b. 当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告した場合。
- c. 通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する場合。

②若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対してサービス提供した場合。

③同一建物減算

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合。

④12月超減算

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、下記のa, b要件を満たさない場合は減算。

- a. 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直した場合。
- b. 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

⑤退院時共同指導加算

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防通所リハビリテーションの医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合。

⑥栄養アセスメント加算

- a. 管理栄養士を1名以上配置し、以下に該当した場合
- b. 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合
- c. 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

⑦栄養改善加算

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。
また、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合。

⑧口腔・栄養スクリーニング加算

- a. 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）
利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合。
- b. 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）
利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提出した場合。

⑨口腔機能向上加算

口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプ

プロセスを実施します。

⑨一体的サービス提供加算

利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合。ただし⑦又は⑨を算定している場合は、算定しない。

⑩科学的介護推進体制加算

次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションを行った場合。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。

(2) 必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定する情報その他介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。

⑪サービス提供体制強化加算

経験豊かな介護職員や介護福祉士を国の定める基準以上配置してサービスを提供する場合。

⑫介護職員等処遇改善加算

介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

【サービス利用料金】

指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【サービスの概要と利用料金】

①食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。

②理髪・美容

車椅子の方等を対象に、理・美容師の出張による散髪サービスをご利用いただけます。(実費)

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（※材料代等の実費をいただくことがあります。）

④通常の事業の実施地域を越えて行う送迎

通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーションに要した送迎費は実費とします。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥おむつ代

ご契約者の身体の状態により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについて、ご負担いただくことがあります。

※詳細な各実費利用料は、別紙料金表をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。

お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

6. 施設利用の留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

- (3) 当施設では、「事業運営の透明性の確保」の観点から、事業計画書や財務内容等に関する資料を閲覧できる状態にしています。希望される方はお申し出ください。

7. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、避難器具設備等

防災訓練：年2回

8. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

9. 虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

11. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
 - ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
 - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
- (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を主任介護職員に報告し、介護主任より速やかにご家族へ連絡します。
 - ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村、当該ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

12. 要望及び苦情等の相談

- (1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：管理者 真下一策
2. 苦情受付担当者：1単位目：介護主任 山田崇
2単位目、3単位目：介護職員 山川由美
連絡先：082-840-1840

3. 苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安佐北区厚生 部健康長寿課 介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内) 電話番号 082-819-0621 FAX 082-819-0602 受付時間 8:30～17:00
広島市役所介 護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-544-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福 祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 3. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

14. その他

(1) 確認

当施設ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護予防通所リハビリ計画を作成するものとします。事業者は、介護予防通所リハビリ計画について、契約者またはその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。契約者に係る介護予防サービス・支援計画表が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、介護予防通所リハビリ計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防通所リハビリ計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、介護予防通所リハビリ計画を変更するものとします。介護予防通所リハビリ計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第80号（平成18年3月31日）第8条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

(事業者) 広島市安佐北区落合南1丁目11-22

医療法人社団あと会

理事長 横山 吉宏

印

説明者名

附則

この重要事項説明書は、平成18年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成20年5月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成20年10月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成21年4月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成22年9月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成23年3月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成24年4月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成27年4月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成27年8月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成27年10月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成28年9月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成29年1月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、平成30年4月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、令和元年10月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、令和2年6月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、令和3年4月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、令和4年10月1日一部改正する。

この重要事項説明書は、令和6年6月1日一部改正する。